

消セ第1117号
平成31年4月26日

大阪府教育委員会教育長 様

大阪府消費生活センター所



「消費者教育講師派遣事業」の実施に係る協力について（依頼）

日頃から、消費者行政の推進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当センターでは学校における消費者教育を支援するため、下記の事業を実施しています。平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」では、「学校における消費者教育の推進」が地方公共団体の義務と定められたことから、学校における消費者教育はより一層、重要なものとなっています。ついでには、本事業について御理解いただき、各府立高等学校、支援学校等及び各私立小・中・高等学校へ周知いただくとともに、市町村教育委員会を通じた各市町村立小中学校及び特別支援学校等への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

詳細はウェブページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/koushihaken.html>

1 <児童・生徒向け> 「消費者教育講師派遣事業」

児童・生徒等を対象にした消費者問題に関する授業や講座へ講師を派遣します。インターネットでの契約トラブル等、若者に多い消費者トラブルの相談事例や対処法について学びます。

・大阪府消費生活センター 担当 五味 電話 06-6612-7500 E-Mail GomiKe@mbox.pref.osaka.lg.jp ・事業の申込み・問合わせ先 (公財) 関西消費者協会 電話06-6612-2330
